

業務連絡

2013/09/02 No.2

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

9月2日、業務委員会終了後、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」2件について行いました。

審理内容

○地本よりの申し入れ

「申」第3号：「大阪仕業検査車両所列車信号扱所の入換線路構成間違い」に関する申し入れ

「申」第7号：東京第一運輸所他所詰所の「空調故障」に関する緊急申し入れ

「申」第3号並びに第7号に対する会社側対応は、「付議事項にあたらぬ」として「却下」という開催拒否をしました。但し会社側より幹事間での回答として「申」第3号並びに第7号についての会社の考え方等について説明がありました。

《会社説明の要旨》

「申」第3号について

会社：詳細については個人追及となりかねないため話さない。しかし前提として、大修両所属の操車担当にのみ問題があったのではなく、大仕両の、列車において関係した社員に対してもしかるべき教育を行っている。

組合：「ヒューマンエラー」扱いになっているのか？

会社：「ヒューマンエラー」扱いになっている。

組合：「事故扱い」にはなっていないのか？

会社：わからない。

1項「今回の事象発生に到った経緯について時系列で、また、列車信号扱所担当者及び操車担当者それぞれについて明らかにすること。」について

会社：テコ扱い誤りから派生した事故であり、基本的に確認不足が招いた事象。

2項「列車信号扱所の担当者が入換線路の構成を間違えた原因について明らかにすること。」について

会社：本人は「無意識」「確認が抜け落ちた」と説明しており、基本動作不履行と考えている。

組合：基本動作不履行となった背景・原因はわかったのか？今回の事象が起きた時間は夜勤の終わる間際に近い時間であり、疲れ等があったのではないのか？

会社：本人は単に「無意識で操作」してしまい、「後確認を怠った」と話している。疲れ等はない。

3項「再発防止のための対策を明らかにすること。」について

会社：無意識による操作を起こさないため、基本動作徹底のための新たなツールを

取り入れた。

4項「今回の事象に関する経過及び対策等について、車両を扱うすべての職場の共通認識を図るため書面をもって周知すること。」について

会社：そのような考えはない。機器等の問題ではないため、基本動作の徹底で問題は解決する。支社や幹鉄事も知っている事象であり、必要な指導は他でも行っている。

5項「今回の事象は関連した業務を行う列車信号扱所と、操車・操縦業務が別々の車両所所属という現状におけるコミュニケーション不足などが原因の一つと考える。元の体制に戻すこと。」について

会社：それぞれが決められた作業を行っていれば防げた事象。意識の問題であり、そのような考えはない。

組合：元列車で働いたことのある者として、今回の事象は考えられない。以前は列車と操車は一緒に仕事をしていた。構内の配線も熟知していた。その経験から、今の列車と操車がバラバラの状態は問題があると考えている。コミュニケーションが取れない。以前の状態に戻すことを求める。

会社：意見は伺っておく。

「申」第7号について

会社：基本的に支社権限外事項であるが、幹鉄事も承知している事象である。修理手配も行っている。

1項「8月23日、東京第一運輸所「他所詰所」の空調が故障していた。早急に根治的な修繕等を行うこと。」について

会社：幹鉄事も承知している。8月30日に部品を交換して修理したが、8月31日に別の箇所が故障した。現在、全体にわたって業者に調査させている。

6項「空調が効かず蒸し暑い思いを状況を強要されてきた他所乗務員に対して、「謝罪文」を掲示すること。」について。

会社：そのような考えはない。ご不便をおかけしたが、ご理解を願いたい。

組合：今の時期、扇風機等では休息できるものではない。早急に根本的な解決を要求する。

以上